

川崎市交通局プロモーション推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 交通局におけるプロモーションや広報等に係る事項について検討し、施策の充実を図るため、交通局プロモーション推進会議を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通局プロモーション推進会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 交通局における年間広報計画の作成及び承認に関すること
- (2) 市民向け広報誌の編集計画決定に関すること
- (3) 交通局のプロモーションや広報業務の充実に関すること
- (4) その他目的の達成に必要な事項

(組織)

第3条 交通局プロモーション推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、企画管理部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務等)

第4条 交通局プロモーション推進会議は、必要に応じて、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 交通局プロモーション推進会議の庶務は、企画管理部庶務課において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 川崎市交通局広報戦略会議設置要綱（平成18年8月4日施行18川交庶第372号）は廃止する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年3月26日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条第3項関係）

委員
企画管理部庶務課長
企画管理部職員課長
企画管理部職員課担当課長
企画管理部経営企画課長
企画管理部経理課長
自動車部長

自動車部管理課長
自動車部運輸課長
自動車部運輸課担当課長
自動車部安全・サービス課長
塩浜営業所長
鷺ヶ峰営業所長